

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト（2019年8月26日 第3版発行）

ISBN 978-4-86486-679-8

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
労災	187	①自動変更対象額（最低保障額）	平成30年8月1日以後の自動変更対象額は、3,950円とする。	令和元年8月1日以後の自動変更対象額は、3,970円とする。
	189	年齢階層別の最低・最高限度額	労災別紙1に変更をお願いします。	
雇用	232	③賃金日額の上限度額・下限度額	雇用別紙1に変更をお願いします。	
	233	④基本手当の日額	雇用別紙2に変更をお願いします。	
		⑤基本手当の減額	1,295円	1,306円
	272	(3)支給申請手続・支給額（支給申請手続）	支給要件期間が3年以上であるもの	支給要件期間が3年以上（初回1年以上）であるもの
	276	b 支給限度額	約350,000円	363,359円
290	追加	雇用別紙3の追加をお願いします。		
徴収	332	追加	徴収別紙1の追加をお願いします。	
労一	396	⑦雇用状況の報告	事務所	事業所
	397	追加	労一別紙1、労一別紙2の追加をお願いします。	

第 2 部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
健保	106	追加	健保別紙 1 の追加をお願いします。	
国年	138	追加	令和 2 年度の保険料額は、以下により 16,540 円である。 17,000 円×保険料改定率 (0.973) =16,540 円	
	224	追加	20 歳に達したことにより第 1 号被保険者の資格を取得する場合であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該第 1 号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより 20 歳に達した事実を確認できる第 1 号被保険者については、資格取得の届出は不要である。	
厚年	340	追加	厚年別紙 1 の追加をお願いします。	
社一	369	保険料の賦課額（基礎賦課額）	61 万円	63 万円
	378	読めばわかる！	62 万円	64 万円

労災別紙 1

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,977 円	13,330 円
～省略～		
70歳以上	3,970 円	13,330 円

雇用別紙 1

離職日における年齢	下限	上限
30歳未満	2,500 円	13,630 円
30歳以上45歳未満		15,140 円
45歳以上60歳未満		16,670 円
60歳以上65歳未満		15,890 円

雇用別紙 2

原則		離職日に60歳以上65歳未満	
賃金日額	基本手当の日額	賃金日額	基本手当の日額
2,500円以上 5,010円未満	賃金日額 ×80/100	2,500円以上 5,010円未満	賃金日額 ×80/100
5,010円以上 12,330円以下	賃金日額 ×80～50/100	5,010円以上 11,090 円以下	賃金日額 ×80～45/100
12,330円超	賃金日額 ×50/100	11,090 円超	賃金日額 ×45/100

雇用別紙3

【改正概要】

健康保険等の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減及び利便性の向上のため、健康保険法等に基づく手続のうち、届出契機が同一のものを一つづりとした届出様式（統一様式）を設け、統一様式を用いる場合はワンストップでの届出が可能となるよう届出先の経由規定を設ける等、所要の改正が行われた。（[徴収別紙1](#)、[健保別紙1](#)、[厚年別紙1](#)の改正概要も同様である。）

次の①から⑥の届出にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届 出	経 由 先
①被保険者資格取得届（様式2号）	年金事務所
被保険者資格取得届（様式2号の2）	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所
②被保険者資格喪失届	年金事務所
③被保険者転勤届	年金事務所
④事業所の設置・廃止の届出	年金事務所
設置届 →健康保険法の新規適用事業所の届出及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出又は労働保険徴収法の保険関係成立届と併せて提出する場合	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所
廃止届 →健康保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出及び厚生年金保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出と併せて提出する場合	
⑤事業主の氏名等の変更の届出	年金事務所
⑥代理人の選任・解任の届出	年金事務所

徴収別紙1

年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の経由

一定の事業が行う**概算保険料申告書**（保険関係成立届に併せて、健康保険法及び厚生年金保険法上の「新規適用事業所の届出」又は雇用保険法上の「事業所の設置に係る届書」を提出する場合に、**これらの届書と同時に提出するものに限る。**）の提出は、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は**所轄公共職業安定所長**を経由して行うことができる。

（注）継続事業（一元適用事業であつて、労働保険事務組合に事務処理委託していないもの）に係る一般保険料について上記の経由が認められる。

労一別紙 1

【改正概要】

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保を支援するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を事業主に支給する仕組みが創設された。

⑩特例給付金（法49条） 重要度 B

特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を**特定短時間労働者**（短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が**10時間以上20時間未満**である者をいう。）として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための**特例給付金**を支給する。

特例給付金の額

常時雇用労働者数	特例給付金の額
100人超	7,000円／人月
100人以下	5,000円／人月

申請・支給の時期

常時雇用労働者数	申請	支給
100人超	翌年度の初日(4/1)から45日以内(注)	申請年度の10月1日から12月31日までの間に行う
100人以下	翌年度の7/31まで(注)	

(注) 事業を廃止した場合は、廃止の日から45日以内とする例外がある。

労一別紙 2

【改正概要】

障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定することとされた。

⑪基準に適合する事業主の認定（法77条） 重要度 B

厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が**常時300人以下**である事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の**認定**を行うことができる。

1. 表示等（法77条の2）

- (1) 上記の認定を受けた事業主（「認定事業主」）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（「商品等」）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- (2) 何人も、上記(1)の規定による場合を除くほか、商品等に上記(1)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2. 罰 則（法86条の4）

上記1(2)の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

健保別紙 1届出の経由

協会が管掌する健康保険の適用事業所の事業主が行う次の①から④の届出（一部省略）にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届 出	経 由 先
① 新規適用事業所の届出 →労働保険徴収法の保険関係成立届又は雇用保険法の事業所の設置に係る届書と併せて提出する場合	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 →雇用保険法の事業所の廃止に係る届書と併せて提出する場合	所轄公共職業安定所長
③ 被保険者資格取得届	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
④ 被保険者資格喪失届	所轄公共職業安定所長

厚年別紙 1届出の経由

次の①から④の届出（一部省略）にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届 出	経 由 先
① 新規適用事業所の届出 →労働保険徴収法の保険関係成立届又は雇用保険法の事業所の設置に係る届書と併せて提出する場合	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 →雇用保険法の事業所の廃止に係る届書と併せて提出する場合	所轄公共職業安定所長
③ 被保険者資格取得届	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
④ 被保険者資格喪失届	所轄公共職業安定所長